

## **JAPAN PLATFORM (JPF) MINUTES OF INTER-AGENCY MEETING**

- Date / Time: 14 May 2011, 13:00 – 15:30  
Place: Otemachi Building 670, Tokyo  
Agenda:
1. Introduction: Overview on Today's Theme
  - 2.1. Presentation on Legal Assistance by Mr. Eri Ishikawa, Secretary-General, Japan Association for Refugees
  - 2.2. Presentation on Government's Policy and Assistance towards the Affected Populations by Mr. Masakatsu Okamoto, Deputy Secretary-General, Team in Charge of Assisting the Lives of Disaster Victims, Cabinet Office
  - 2.3. Presentation on the Work of the Councils of Social Welfare by Mr. Atsuo Shibuya, Deputy Secretary-General, Japan National Council of Social Welfare
  3. Q & A

### Short Summary of the Meeting

The 6th Inter-Agency meeting focused on three themes: legal assistance and prevention of gender based violence for the affected populations, the Government's relief schemes and compensation packages, and social welfare assistance to the affected populations. Three panellists were invited to present their experience and observation on these topics: Ms. Ishikawa from the Japan Association of Refugees (JAR), Mr. Okamoto from the Team in Charge of Assisting the Lives of Disaster Victims of the Cabinet Office, and Ms. Shibuya from the Japan National Council of Social Welfare (JNCSW).

JAR has been providing legal counselling to the affected populations in partnership with the lawyers group. In order to make the legal counselling approachable, JAR and lawyers group made a picture card show. Majority of the counselling focuses on financial issues, such as financial loan, eligibility and administrative procedure for receiving government's compensation package, and inheritance. JAR also provides information on telephone counselling for women while it provides hygiene items to the affected population. It also provides multilingual information to foreign residents in Japan.

The Team in Charge of Assisting the Lives of Disaster Victims was established to provide assistance to the affected populations of the Great East Japan Earthquake. The team is currently managing the assistance to evacuees, restoration of infrastructures and livelihoods, and reinforcement of municipalities. In addition to above tasks, the team is also focusing on the assistance to residents and evacuees affected by nuclear issue in Fukushima, to the home-based evacuees, and elderly persons in the evacuation centres.

JNCSW has facilitated the network of social workers from the Councils of Social Welfare at the prefectural and municipal levels to reach out the affected populations in and outside the affected areas in order to prevent isolation of evacuees and to maintain the community's network. The Councils of Social Welfare have also connected volunteers and affected populations through the management of volunteer centres in the disaster areas.

**There will be no Inter-Agency meeting on 21 May 2011, but will resume on the week of 23 May.  
The details of the next meeting will be circulated through the Inter-Agency mailing list.**

## ジャパン・プラットフォーム 第6回調整会議要旨

- 日時: 2011年5月14日、13:00-15:30  
場所: 大手町ビルディング670号室  
議題 (敬称略):
1. 本日の議題に関して
    - 2.1. 被災者の法的支援に関して (石川えり、事務局長、難民支援協会)
    - 2.2. 東日本大震災・被災者生活支援の取組み (岡本全勝、事務局次長、被災者生活支援チーム、内閣府)
    - 2.3. 社会福祉協議会を通じた被災者支援 (渋谷篤男、事務局次長・政策企画部長、全国社会福祉協議会)
  3. 質疑応答

### 1. 被災者の法的支援に関して

- 難民支援協会の仕事は日本における難民支援であるが、今回の東日本大震災を受けて法的アクセス困難者に対する法的・生活支援と避難所などにおける女性や子どもへの虐待を防止に取り組んでいる。また宮城県気仙沼市ではフィリピンの女性約100名とその家族への支援を実施している。

#### 法的アクセス困難者に対する法的・生活支援の活動紹介

- 花巻市、陸前高田市、大槌町などの比較的小規模な避難所において弁護士による「お悩み相談会」を実施。「お悩み相談会」という名前は、敷居を低くするための工夫。紙芝居形式で生活再建支援法を中心に説明、その後に個別説明に応じる。現在のところ、生活再建支援金、(二重)ローンや相続に関する「お金関係」の相談が多い。
- 理解促進のために、「日本一分かりやすい生活再建支援法」紙芝居を上演している。この紙芝居では、誰が、どのような状況で、いくら支援金を受け取れるか、その際の基準、手続きや申込期限などを分かりやすく説明している。
- 陸前高田市や大槌市などでは、生活再建支援金に関する説明以外にも、地域の金融機関住所、営業時間、手続きなどの情報も提供している。
- 相続に関しては、相続する内容に借金も含まれる場合があるので、相続内容をきちんと見極めるようにアドバイスしている。

#### 避難所などにおける女性や子どもへの虐待を防止

- 協力をしてくれている助産師と一緒に避難所を訪問し、女性の相談窓口(パープルダイヤルやもりおか女性センター)の情報周知を、衛生用品の配布などと一緒に実施している。
- ボランティア派遣の際に参加合意文書を取り交わし、その際に支援者による被災者の性的虐待・性的搾取を禁止する条項を含めている。また被災者との性的な交流(恋愛関係)も禁止している。私的な関係まで制限できないので、恋愛関係を継続する場合は、団体の活動から外れてもらうことにしている。

#### 外国語での情報提供

- また外国人にも災害状況や支援に関する情報を提供するために、多言語情報および情報源に関して紹介をしている。

### 主な質疑応答・コメント

- 法的アクセス困難者、権利を実現する際の問題とは：言語的な問題、知的障害や情報へのアクセスがないことにより権利の行使が困難になることがある。在宅被災者も支援情報のネットワークから外れていることがあり、法的アクセス困難者といえる。外国人の場合は有効な滞在ビザがあることが、政府からの支援を受ける前提となる。
- 被害認定の問題：全壊と大規模半壊の判定に関して問題になることある。その際には、弁護士と相談して異議申し立ての手続きをとる。
- NGOの支援環境に関して気づいた点：風土的に自己主張をせずに自分たちで解決していく文化があり、支援ニーズを掘り起こすために努力が必要。また女性が積極的に主張する環境が少ないと思われる。
- 船のローンが終わっていないが父親の死亡確認ができていない場合の相続問題：行方不明者の相続放棄の問題となるが、二つの手続きが想定できる。一つは、失踪宣告(行方不明になってから1年後)、あるいは認定死亡(行方不明になってから3ヶ月後)。
- Human Rights Now! からのコメント：法的案件を代理する場合は、それぞれの県の日本弁護士連合会しか担当できないので注意してほしい。法テラスを通せば、弁護士費用が支払えない被災者は立て替えてもらえる。

## 2. 東日本大震災・被災者生活支援の取組み

### 被災者生活支援チームの紹介

- 被災者生活支援チームは、東日本大震災の発生を受けて設立された臨時的組織である。災害時における被災者への支援は、まずは市町村が取り組むべきものであり、県がそれを支援する形になっている。国は必要に応じそれらの取組を支援するという関係にあるが、今回の震災では、甚大な被害が広域で発生したため、市町村・県では対応しきれず、国も直接、被災者の支援を実施している。我々のチームには、最大約120名、現在では約60名の職員が各省庁から派遣されており、各省庁の所管に属さない分野や複数の省庁にまたがる問題で調整が必要なものを担当している。現在は、避難者などの支援、インフラの復旧や被災者の生活再建、行政機能の強化に取り組んでいる。
- なお、被災者生活支援チームでは、HPを作成し、随時更新をしているので、参照してほしい(<http://www.cao.go.jp/shien/index.html>)。

### 避難所の暮らしの支援

- 災害時における物資の調達・配送は本来、県の役割であるが、今回の震災では甚大な被害が生じたため、当初、被災者生活支援チームが物資の調達・配送を代行した。なお、4月21日から県による調達・配送の枠組みへ移行している。

- 今回の震災では、日本各地に被災者が避難し、また、避難先も、避難所、公営住宅、旅館・ホテルなど様々で正確な避難者数を捉えきれていない。また、福島県内の双葉地方8町村に居住していた住民の確認はさらに困難であり、現在、避難者の88%しか把握できていない。こういった把握できていない方々に対する支援をどうするかが課題である。
- 3県の全避難所実態把握調査を実施し、支援ニーズの把握に努めている。本調査に対する回答率は高くはなく、回答が返ってこなかった避難所の中には厳しい条件のものと推測される。
- 避難所生活が長引くにつれ、梅雨の時期における浸水被害や衛生状況の悪化が懸念される。また、夏の暑さ対策をどのようにするかも課題である。
- 被災者支援に関する情報提供を充実させるため、「壁新聞」や「生活・事業再建ハンドブック」などの製作・配布も実施している。ハンドブックでは生活再建と事業再建に関する各種支援制度を紹介し、それぞれの項目ごとに必ず問合せ先を付記することにより、責任の所在を明確にした。

### 復旧に向けて

- インフラについては、家屋自体が流出したりするなど被害が甚大な場所を除き、ほぼ復旧している。がれきについては、地域によって数十年分の災害廃棄物が発生しているが、仮置き場への搬入はまだ10%程度しか進んでいない。
- 仮設住宅に関しては、建設用地の確保が難航しているが、5月末までには3万戸確保し、お盆までに合計7.2万戸確保することを目指している。民間の賃貸住宅の借り上げも仮設住宅として認めることとしたので、仮設住宅の必要戸数は減る予定である。
- 被災者の生活再建は大きな課題である。補正予算では雇用創出のための予算が確保され、被災者が仕事を通じて地域の復興に携われる仕組みが整備された。しかし、役場自体が被災した自治体もあり、当該雇用創出事業に関する事務を早急に処理できないことも想定される。

### 行政機能の強化

- 被災した市町村では、人手が足りないところが多く、そういった市町村を支援するため、地方公務員のあっせんが行われている。特に被災者の日常生活に直結する上下水道の復旧、ごみ処理は市町村が実施する事務なので、中央省庁の職員を派遣するより、他の市町村の職員を派遣する方が効果的である。

### その他の課題

- その他の課題としては、原発の問題を抱え、まさに災害が現在進行中である福島県への支援、在宅避難者への支援、高齢化する避難所への対策、届きすぎた物資の分類と処理などがあげられる。
- 政府・行政には得意・不得意分野がある。モノやお金の配布、インフラの整備は得意分野であるが、人のつながりやコミュニティの問題、安心の問題などは従来の福祉国家的対応では対応できない不得意な分野である。

- また、政府・行政が立ち入れない問題もある。一例として、とある村のことだが、今回の震災で村の神社が壊れ、これが直らないと地域が本当の意味で復旧しないので支援してほしいという要望があった。この場合、国や県・市町村は政教分離の関係からこの神社を修繕するための補助金を出すことができないし、個人に支払われる義援金から、各人が神社の修繕のために資金を拠出する余裕はない。したがって、この部分については、どこにも支援の受け皿がない。
- このように国や県・市長村が立ち入れない問題は、皆さんの方がご存知だと思われる。我々もこのような問題について、できないなら誰に担ってもらうか、できるならどのようにするかを検討しなければならないので、皆さんから話が聞ければと思っています。

### 主な質疑応答・コメント

- 復旧・復興のフェーズに入ったとはいえ、現地では食糧やがれきの問題はまだまだ厳しい状況である。行政とNGOが連携して解決できないか？また恒常的な施設や制度設計を試みる際には、市町村以外にも行政も参加が必要とされないか？：がれきについては、大きな問題であると認識している。廃棄物処理について、国は実施部隊を持っていないので、他県の市町村から職員を派遣するなどして進めることになる。食糧については、我々も問題なしとは思っていないので、全避難所実態把握調査の結果を踏まえ、対応していきたい。なお、この場所が問題だという情報があれば教えてほしい。
- 被災者支援を実施する自治体も被災した。被災した自治体とそうでない自治体を、特別法か何かで一時的に合併して対応能力を強化することは可能か？：被災した市町村の役場機能を引き受けてもいいという市町村はあるが、逆にうちの役場機能を引き受けてくれという市町村はなく、自分たちのふるさは自分たちで大事にしたいという市長さんが多い。ただ、役場機能の一部を補完・支援するための準備はある。
- 自治体職員が疲弊している。海外での支援現場で実施される「R&R (Rest and Recuperation – 休養回復)」を制度化して、職員の休養を図るべきではないか？：貴重な提案である。現場の職員は体に鞭打って働いています。県庁に呼ぶというのはいいい提案だと思うが、どのように進めるかが難しい。周囲からそのような提案を積極的に発信してほしい。
- 避難所人口の情報 (男女比、年齢など)は入手可能か？：把握している市町村もあるが、大抵の市町村は人数確認で手一杯の状況。
- 外国人も災害弱者であるが、災害弔慰金以外にも外国人に利用可能な生活支援はあるか？：外国人向けの支援が含まれるか確認する。
- 「生活・事業再建ハンドブック」の入手先：内閣府から各市町村の窓口にも配布するので、そこから入手可能。ハンドブックが必要な際は、ご連絡いただければ、ここに行けばもらえるという情報をこちらで調べて教えることが可能なので、その場合はご連絡いただきたい。また、以下のリンクからも入手可能 (<http://www.kantei.go.jp/saigai/handbook/>)。

## 3. 社会福祉協議会を通じた被災者支援

### 社会福祉協議会の支援活動

- 福祉関係者としては、ホームヘルプ、デイサービスなどの福祉サービスの復旧が重要。国としても要介護認定などの手続きの簡素化、利用者負担の軽減を打ち出している。地域のつなが

り作りを支援し、被災者の孤立・孤独を防止する。外部支援も最終的には活動を地域に戻すことを考えて活動することが重要。

- 生活支援相談員を通して、仮設住宅と在宅の被災者に対する支援を拡充。ソーシャルワーク的な作業を実施する。実際の活動内容は自治体や地域の判断で実施されるため、地域により支援内容が異なる可能性はある。
- 阪神大震災被災者の生活支援相談は今でも続いており、今回の東日本大震災被災者に関しても生活支援相談の必要性は高い。高い。
- 福島の社会福祉協議会が他県に避難した避難民を訪問することも重要だと考えている。

### ボランティアとの接点

- 災害ボランティアセンターの運営を通して、ボランティアと被災者をつなげる。ゴールデンウィーク後半段階までで26-27万人がボランティアセンターにアクセス。ゴールデンウィーク後半でボランティアの応募が縮小した。今後はボランティア確保の本格的に取り組む必要がある。
- 仮設住居の完成とともに、ボランティアによる引越しの手伝い、また人と人のつながりを支える活動(例えばリクリエーション)など、ボランティアに求められる役割はまだ増える。たとえば、仮設住居の手直しのための大工の作業が行われた。
- ボランティア・コーディネーターの現地雇用も計画。

### 行政と民間の役割分担

- 大規模な災害の際に市町村や行政だけで対応できないことが、阪神大震災や今回の東日本大震災で明確になった。また阪神大震災の時と比べて、ボランティアが活動できる範囲が広がった(例えば、個人の生業回復への支援など)。
- 国や自治体が経済やインフラの回復を、NGOや企業がコミュニティや日常生活の回復を担当するように役割分担が可能。既存の仕組みでカバーできない支援ニーズには、新しい仕組みを作る気概が必要。

### 主な質疑応答・コメント

- ボランティア側としても、ボランティアが被災地を訪問することにより現地の仕事が増えるような状況を克服する必要がある。そのためには、ボランティアの組織化、コーディネーターのトレーニング、そして被災地・被災者への長期的なコミットメントが必要。
- 今回の震災で外国の人道支援関係者が訪日する機会が増えたが、ビザの更新のために出国をする必要が出てきたり、支援物資に対する課税の問題が出てきている。海外からの支援を受け入れる制度作りが必要。
- 市区町村の社会福祉協議会は地縁と結びついているため、支援活動に地縁が影響することがある。NGO/NPOは支援内容にフォーカスした活動が可能。お互いに強みを持ち寄り、一緒に支援の枠組みを作る試みが必要。

**次回の連絡調整会議は5月23日の週に開催されます。詳細はメーリングリストでお知らせいたします。**